

鳥羽の魅力ある宿泊施設づくりを応援します！

令和8年度

鳥羽市宿泊施設 美観整備事業補助金

募集期間

6/15(月)

～7/3(金)

宿泊税を活用して、市内宿泊施設の外観や機能の整備を支援します。

対象となる事業の例

外観の改修



外壁 屋根 看板 照明などの
修繕・改修

共用部分の改修



客室 玄関 ロビー、廊下など
共用部分の機能向上に資する
改修

設備の整備



バリアフリー化、省エネルギー
化、省力化など、利便性や安全
性の向上に資する設備整備

その他



宿泊者の満足度向上に資すると
市長が認める事業

※景観法・鳥羽市景観条例の届出が必要な場合は、適正に手続きを行い、景観形成基準を踏まえ、周辺地域との調和に配慮してください。

補助対象者

次のすべてを満たす、宿泊施設を運営する事業者

- ✓ 市内で旅館業（下宿営業を除く）または住宅宿泊事業を営む方
- ✓ 宿泊税の特別徴収義務者の指定を受けている方
- ✓ 市税に滞納がない方
- ✓ 暴力団等に該当しない方

対象施設

宿泊者の利用に供される宿泊施設
(旅館・ホテル・民泊等)



※補助対象経費：工事請負費・修繕費、設備・機器の購入費及び設置費、設計費・工事監理費等、事業の実施に直接必要な経費

補助金の額

補助対象経費に、下記の補助率を乗じた額（上限300万円）

区分	補助率
200万円以内の部分	10/10
200万円を超える部分	1/2

※本補助金は申請内容の審査により交付を決定します。先着順ではありません。

上限額 **300**万円

申請の流れ（概要）



申請書の提出

事業計画・見積書
等を提出してくだ
さい。



審査・決定

内容を審査し、
交付決定を行います。



事業の実施

事業は必ず交付決定後
に実施してください。



実績報告・請求

事業完了後、実績報告
書を提出してください。



補助金の交付

内容確認後、補助金
を交付します。

募集期間

令和8年

6/15(月)～7/3(火)
17時まで

※予算の範囲内での交付となります。
※申請は先着順ではなく、内容を審査のうえ
交付対象者を決定します。

※この事業は、宿泊税を活用して実施しています。

お問い合わせ先

鳥羽市観光商工課

☎ 0599-25-1157

詳細や申請様式等のダウンロードは
市ホームページをご確認ください。

